

## 高尾数学研究所 サークル規約

(名称及び所在地)

第一条 本会は高尾数学研究所と称し、事務局を会計宅におくことにする。

(組織)

第二条 本会は、同好の志を持つものによって組織し、Liberal Arts (※)に関する研究活動を通して、生涯学習活動およびコミュニティ作りに積極的に関わり、会費を納入するものを会員とする。

※ 数学、文学、哲学、神学、音楽、理論物理学などの諸学問。古代ギリシャの自由七科に端を発し、市民が社会の構築に能動的・主体的に関わるために身につけるべき「教養」。

(目的及び事業)

第三条 本会は、Liberal Artsに関する研究活動を存立の第1目的とする。そのために、次の事業を行う。

- 1 各自の研究発表、及び、相互の学びあいの場としての月1回程度のセミナー実施
- 2 研究員の交流および意見交換の場としてのメーリングリストの運用
- 3 Liberal Arts の良さを社会に広めるためのPR活動への協力(任意)
- 4 その他必要と認めた事項

(役員)

第四条 本会は次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任用は妨げない。

- |   |    |    |
|---|----|----|
| 1 | 所長 | 1名 |
| 2 | 会計 | 1名 |

(役員の仕事)

第五条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- |   |    |                     |
|---|----|---------------------|
| 1 | 所長 | 会を代表し、総括する。         |
| 2 | 会計 | 会の出納およびその他の事務を担当する。 |

(会議)

第六条 本会の会議は、総会及び臨時会並びに役員会とし、所長が招集し、次の事項について決議する。

総会： 年1回所長が招集し、新役員の選任、規約の改正、決算報告、その他会の運営に関する事項を決議する。

臨時会： 会員の5分の1の者の要請で、所長が招集する。

役員会： 総会の委任事項、その他必要と認めた事項を決議する。

(会計)

第七条 本会の会計は会員の納める会費をもってあて、総会で認めたものに支出する。また、会計年度は2月1日に始まり1月31日をもって終了する。

第八条 会の会費は1人年額1000円とし、入会金は無料とする。ただし会計年度の途中から入会する場合も同額とする。

第九条 退会を希望するものは、所長に報告する。ただし、会費は報告のあった年までの分を納めるものとする。

付則 この規約は2024年2月1日より施行する。